

2021年度 前期分授業料免除及び徴収猶予の申請について

2021年度前期分授業料免除及び徴収猶予の申請書類を下記の通り公開しました。
免除等を希望する者は、申請要項を必ず参照の上、申請手続きを行ってください。

記

1. 対象者（詳細は各申請要項を確認してください）

- ・経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ・申請前6ヶ月以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響によって支援を必要とする者 等

※標準修業年限を超えて在籍する者（標準修業年限超過者）については、特別な事由の有無を判断するため、所定の書類を提出してください。書類は学生生活課の窓口でお渡します。

※研究生や聴講生、科目等履修生は申請できません。

2. 申請要項等の配付方法及び配付期間

配付方法：大学のHPに申請書類を掲載していますので、そこから各自で印刷してください。

掲載場所：[トップページ → 学生生活 → 奨学援助▶入学料免除・授業料免除](#)
[トップページ → 学生生活 → 奨学援助▶修学支援新制度について](#)

※申請に必要な書類を市町村役所等から取り寄せるのに時間がかかる場合もありますので、申請に間に合うように十分に余裕を持って準備してください。

3. 申請受付期間及び受付場所

受付期間：令和3年4月5日（月）～4月7日（水）

受付時間：午前9時から午後1時、午後2時から午後5時まで

受付場所：大学会館3階 小集会室

※郵便による受付も実施します。詳細は申請要項を確認してください。

※留学生A枠の受付期間は3月1日（月）～3月12日（金）です。

※受付期間後の申請は、いかなる理由があっても一切受付できません。受付期間中のいずれの受付日にも提出が不可能な場合は、必ず事前に、学生生活課学生支援係へ相談してください。

4. その他

授業料免除及び徴収猶予は、前期分と後期分それぞれ申請する必要があります。
(留学生A枠を除く。)

令和3年2月9日 学生生活課学生支援係